

施設基準

「施設基準」とは、医療法や健康保険法等で定められた、保険診療における“診療の質”を確保するために設けられた基準です。この施設基準は、地方厚生局長への届出が必要であり、当院では次に掲げる届出を行っています。

I. 基本診療料の施設基準等

「基本診療料」には、初診料・再診料及び入院料等があり、基本的な診療行為の費用が含まれたものです。

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・ 歯科外来診療感染対策加算4
- ・ 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料1
- ・ 総合入院体制加算3
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 診療録管理体制加算2
- ・ 医師事務作業補助体制加算1
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 看護職員夜間配置加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 無菌治療室管理加算1
- ・ 緩和ケア診療加算
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算1
- ・ 感染対策向上加算1
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 報告書管理体制加算
- ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ ハイリスク妊娠管理加算
- ・ ハイリスク分娩管理加算
- ・ 呼吸ケアチーム加算
- ・ 術後疼痛管理チーム加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算1
- ・ バイオ後続品使用体制加算
- ・ 病棟薬剤業務実施加算1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算2
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算
- ・ 認知症ケア加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 地域医療体制確保加算
- ・ 救命救急入院料3
- ・ 特定集中治療室管理料6
- ・ 小児入院医療管理料4

II. 特掲診療料の施設基準等

「特掲診療料」は、特殊な診療行為に対するの費用です。基本診療料が基本的な医療行為及び診療行為に対するの費用であるのに対し、基本診療料として一括で支払うことが妥当でない診療行為に対して個別な評価がなされているものです。

- ・ 外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
- ・ 外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料イ
- ・ がん患者指導管理料ロ
- ・ がん患者指導管理料ニ
- ・ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・ 婦人科特定疾患治療管理料
- ・ 一般不妊治療管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料1
- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ 外来放射線照射診療料
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料1
- ・ 連携充実加算
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 医療機器安全管理料2
- ・ 医療機器安全管理料(歯科)
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び
同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・ BRCA1/2遺伝子検査
- ・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出
(簡易ジェノタイプ判定)
- ・ 検体検査管理加算(I)
- ・ 検体検査管理加算(IV)
- ・ 遺伝カウンセリング加算
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ 胎児心エコー法
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ 神経学的検査
- ・ 小児食物アレルギー負荷検査
- ・ 前立腺針生検法
(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- ・ CT透視下気管支鏡検査加算
- ・ 精密触覚機能検査
- ・ 画像診断管理加算1
- ・ 画像診断管理加算2
- ・ 遠隔画像診断
- ・ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。)
- ・ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 冠動脈CT撮影加算
- ・ 血流予備量比コンピューター断層撮影
- ・ 外傷全身CT加算
- ・ 心臓MRI撮影加算
- ・ 乳房MRI撮影加算
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 外来化学療法加算1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・ 運動器リハビリテーション料(I)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 集団コミュニケーション療法料
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料2
- ・ 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・ 導入期加算1
- ・ ストーマ合併症加算
- ・ 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・ 歯科技工加算1及び2
- ・ 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
- ・ 緊急整備固定加算及び緊急挿入加算
- ・ 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術
(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。)
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術
(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮付属器腫瘍摘出術)
- ・ 周術期栄養管理実施加算
- ・ 輸血管理料Ⅱ
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ 麻酔管理料(I)
- ・ 麻酔管理料(Ⅱ)
- ・ 放射線治療専任加算
- ・ 外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療
- ・ 一回線量増加加算
- ・ 強度変調放射線治療(IMRT)
- ・ 画像誘導放射線治療(IGRT)
- ・ 体外照射呼吸性移動対策加算
- ・ 定位放射線治療
- ・ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断
- ・ 病理診断管理加算1
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 口腔病理診断管理加算1
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 看護職員処遇改善評価料48
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・ 入院ベースアップ評価料62
- ・ 乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ・ 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- ・ 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺切除術
(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術
(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)
腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡による
もの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ・ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・ 経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・ 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・ バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・ 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び
腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・ 腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・ 精巣温存手術
- ・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・ 腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下子宮癬痕部修復術

III. 入院時食事療養費

- ・ 入院時食事療養(I) 「管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」
- ・ 特別食(病状等に対応した食事)の提供
 - ・ 食堂における食事提供